

支部ニュース

2012年12月 No. 469

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

- 初ウォッチ活動レポートの紹介
自衛隊をウォッチする市民の会（ウォッチの会）ウォッチ・レポート・・・・・・・・種田和敏
- 「横田基地もいらない 10.27市民交流集会」の報告・・・・・・・・関島保雄
- “核の時代に生きて”・・・・・・・・神田 高
- 若手弁護士へのメッセージ
※駆け出し弁護士の頃・・・・・・・・鍛冶利秀
※渋谷幹雄先生の「私の履歴書」を読んで・・・・・・・・大浦郁子
- たたかいつづけたから、今がある・・・・・・・・吉野典子
- 橋下改革学習会に参加して・・・・・・・・早田由布子
- 準強制わいせつ無罪事件のご報告・・・・・・・・横山 聡
- 2020オリンピック・パラリンピック
東京招致問題の取組の報告・・・・・・・・横山 聡・市野綾子
- 第一法律事務所について～事務所紹介・・・・・・・・三澤麻衣子
- 支部総会のご案内と特別報告集原稿募集
- 幹事会報告
- 日誌

初ウォッチ活動レポートの紹介

自衛隊をウォッチする市民の会（ウォッチの会）ウォッチ・レポート

城北法律事務所 種田 和敏

自衛隊をウォッチする市民の会（略称 ウォッチの会）は、今年6月に板橋・練馬で強行された陸上自衛隊のレンジャー市街地武装行軍訓練など自衛隊の不穏な動きをウォッチ（監視）するために、10月10日に設立された市民の集まりです。

今回は、ウォッチの会の初ウォッチ活動のレポートをご紹介しますので、どうぞ最後までお読みいただければ幸いです。

陸上自衛隊東部方面隊創立 53 周年記念行事

2012 年 10 月 28 日 in 朝霞駐屯地

10:40

- ・新座総合技術高校バス停に3名が集合。天気はあいにくの雨。
- ・新座市立栄小学校の学校公開日だったので、学校内から戦車やヘリの騒音や振動に驚く小学生をウォッチしようとした。しかし、部外者立ち入り禁止の雰囲気だったので、やむなく駐屯地の周回道路から中をウォッチすることに。

11:00

- ・栄小学校を出て都道 108 号線を北上すると、埼玉県警の警察官が 20 名ほどいました。「何かあったんですか？」と聞くと、「自衛隊が観閲式の予行演習をやるんです」と。
- ・さらに北上すると、左手に自衛隊のゲートが見えます。まるで運動会のように、ゲートが飾られています（→）。
「今日は何があるんですか？」と聞くと、
「東部方面隊の創立 53 周年記念行事です。」と。
「私たちも中に入れるんですか？」と聞くと、
「招待券を持った人でないとダメなんです。来年、観閲式があるので、ぜひ来年来てください。」と。

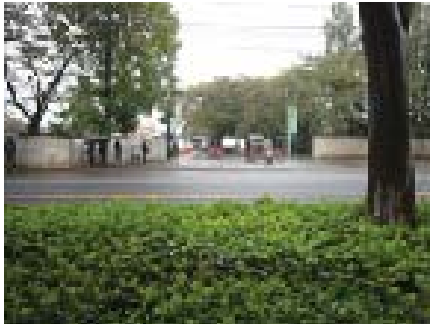


11:10

- ・さらに北上すると、またゲートがあります。ゲートから中を見ると、木の陰に 03 式中距離地対空誘導弾（中サム）が見えます

11:15

- ・さらに北上して、塀越しから駐屯地内を見ると、たくさんの車両が停車していることがわかります。(→)



11:25

- ・さらに北上して、都道 108 号線沿いの一番北側のゲートの様子です (←)。左側に怪しげな人たちが並んでいます。

11:28

- ・さらに北上すると、税大研修所前交差点で、駐屯地と朝霞駅間をこの行事に参加する人のためだけにピストン輸送する東武バスに遭遇 (→)。税金で至れり尽くせりの待遇です。
- ・歩道橋の下には、さいたま県警の警察官がたくさんいました。歩道橋の上にも、数名の警察官がいたので、何かあるのかと歩道橋に上がってみました。



11:30

- ・歩道橋に上がると、すぐに北側からヘリコプターの爆音が響き渡りました。
- ・最初に姿を現したのは、多用途ヘリコプターのUH-1 (ヒューイ) が5機。かなり低空です (←)。

- ・第2波として、対戦車ヘリコプターの AH-1 (コブラ) が3機 (→)。



- ・第3波として、観測ヘリコプターの OH-6 (カイユース) が3機 (←)。



- ・第4波として、対戦車ヘリコプターの AH-1 (コブラ) が5機 (→)。
- ・第5波として、多用途ヘリコプターの UH-60 (ブラックホーク) が3機 (↓)。



- ・第6波として、輸送ヘリコプターの CH-47 (チヌーク) が3機。(→)

11:33

- ・ヘリが22機飛び去った時点で、なんとデジカメのバッテリーが切れました！
そのため、撮影できませんでしたが、連絡偵察機の LR-1 (ハヤブサ) が1機、飛び去りました。
さいたま県警も撤収を始めたので、これで終了ということがわかりました。

- ・ヘリや航空機での飛行については、もう1名のメンバーが駐屯地外の別地点からウォッチをしました。

12:00

- ・その足で、朝霞駐屯地内にある広報センターに行きました。
- ・広報センター内では、この行事のライブ中継をされていて、受付の方に「もうこのライブ中継は終わってしまったんですか？」と聞くと、「はい。ただ、来年は観閲式をやるので、それをご覧になってください。」と答えました。
- ・帰路に着く自衛隊車両に対して、広報センター内にいる人が手を振ったり、がんばれーと声援を送っていました。小さな子も、若い女性も、かっこいいといったまなざしで見っていました。

13:00

- ・広報センターを出て、タクシーで和光市駅に向かいました。タクシーの車中で、運転手さんが「今日は、観閲式の予行演習があって、朝の7時から夕方5時までは、駐屯地内に入れないとの通知が自衛隊から来た。」「来年観閲式をやるのに、予行演習だなんて1年前からやる必要があるのかね。商売にならないから、やめてほしい。」とっていました。以上で、ウォッチの会、初のレポートを終了します。

感想

駐屯地周辺は、警察も多数出動して物々しい雰囲気。中距離地对空誘導弾のような物騒な兵器まで並べて、最後には20機以上の航空機を飛ばす。帰車する車両の多さを見ると、この「行事」に多大なる人と金が使われたことが容易にわかります。自衛隊の存在を広く知らしめるためなのか。血税が投入され、壮大な無駄遣いをしています。その是非を議論する前提としても、もっと国民が自衛隊の活動を知るべきだと思いました。これからもウォッチ活動、がんばります！

案内

みなさんも、ぜひ一緒に自衛隊をウォッチしませんか？

ウォッチの会は、上記のようなウォッチ活動に加えて、偶数月に学習会を開催しています。

入会をご希望の方は、ウォッチの会事務局までお問合せください。

自衛隊をウォッチする市民の会事務局

〒170-0005 豊島区南大塚 1-60-20 天翔大塚駅前ビル 903 東京平和委員会内

TEL : 03-5940-6088 FAX : 03-5940-6087

「横田基地もいらない

10. 27市民交流集会」の報告

八王子合同法律事務所 関島 保雄

2012年10月27日福生市民会館において行われた「横田基地もいらない 10. 27市民交流集会」の報告をします。

集会は今年で3回目になりますが、参加者は一昨年在600名余、昨年在650名余、今年が786名と年々参加者が増え大成功でした。

特に今年には欠陥機といわれ墜落の危険性が高いオスプレイの強行配備や沖縄米兵の女性暴行事件があり、米軍基地に対する批判がいつそう高まっている中での集会でした。

そのため参加者の米軍横田基地の撤去要求は一層強まり集会も盛り上がり、また集会後の横田基地への抗議デモ行進にも多くの人々が参加しました。

集会では、外務省の国際情報局長でイラン大使、ウズベキスタン大使を歴任し2009年まで防衛大学教授を務めていた孫崎亮さんが講演を行いました。

孫崎亮さんの著作は「日米同盟の正体―迷走する安全保障」「戦後史の正体 1945～2012」「日本の国境問題―尖閣・竹島・北方領土」など、特に最近の中国や韓国との国境紛争の激化の中で注目を浴びてベストセラーになっています。

講演内容は、最近の尖閣諸島や竹島の領土紛争を巡ってナショナリズムが高揚し石原慎太郎や安倍晋三など超保守主義が台頭しているが、それは国民の無知に乗じてナショナリズムを煽っているもので危険であることを指摘しました。孫崎さんは戦後の国際条約等日本の国際的な位置や軍事情勢を明らかにして、国境紛争の解決の点では戦後のドイツが領土の多くをフランスやポーランドに割譲して平和なヨーロッパを構築した知恵に学ぶべきであると指摘しました。

元外務省の外交官で防衛大学教授であった方の発言ですから、説得力があります。

国の防衛は軍事力だけに頼るのではなく、平和的に話し合いで解決する道を探るべきであるという基本的な姿勢に貫かれています。

横田基地の米軍騒音裁判で、元防衛大学の防衛部長であった前田寿夫さんを住民側の証人に立てて、軍事だけが国防ではなく外交等全体的な国際関係の中で国防を確保することの重要性を明らかにして、軍事を強調する国防論の危険性を指摘して、国防のためには騒音程度の被害は我慢すべきであるという論法を打ち破ったことがありました。

今回の講師の孫崎さんも外務省、防衛大学と国の外交国防の中核にいた方が、国防は軍事だけを強調することは大変危険であることを指摘していることに大変共感を覚えました。

孫崎さんは、戦後の日本の敗戦の時の国際取り決めであるポツダム宣言やサンフランシスコ平和条約の下に戦後の日本の国際環境が決められてきた経緯を根拠にして、尖閣諸島、竹島、北方



領土問題を巡る国境問題もこれら戦後体制における国際条約等の情報を正確に理解した上で議論をしないと、感情的なナショナリズムに支配され軍事力の強化など軍事を前面に出した危険な議論になることを指摘し、われわれ日本国民に冷静な対応を求める内容でした。また戦後の日本はアメリカとの日米安保条約によって支配されていること、アメリカが日本のために本当に護ってくれるのかは日米安保条約の規定からは読めないことを指摘し、戦後の日米関係はアメリカの一方的な支配関係によって形成されていることも指摘されました。講演を通じてアメリカの言いなりの日本の姿や日本を米軍が護るといわれている日米安保条約の虚構を明らかにしたのでした。

戦後の日米関係の密約も次々と明らかになってきています。密約はアメリカに言いなりになって来た歴代日本政府の外交姿勢です。アメリカ言いなりの日本政府の姿勢を批判して日本国民は独立国としての自負を持つべきだと強く感じた集会でした。

横田基地周辺住民は、米軍・自衛隊機の騒音被害をなくすため、国に対し飛行差し止めと損害賠償を求めて、来年春までに新たに第2次新横田基地公害訴訟を提起すべく原告募集を進めています。日本国民が被害を受けている以上、被害を無くせと要求し訴訟を提起し続けていかないとアメリカ及び米軍はやりたい放題をします。そのためにも沖縄や厚木など全国の基地被害の住民が連帯して日本政府及びアメリカ軍に対し抗議と被害をなくす闘いを継続することが重要であります。

“核の時代に生きて”

みたか法律事務所 神田 高

三鷹9条の会は、2012年6月3日に下記演題での憲法講演会を開催しました。“原発問題”が日本の国と国民にとって、将来にわたって重大な影響をもたらす焦眉の問題ですが、今回“そもそも、核開発がどのような人類史的な経緯のもとでなされたか”、その原点に立ち戻って、検討する契機として、三鷹の地元で『資料・マンハッタン計画』の出版に翻訳者として関与された岡田先生に講演いただいた貴重なものなので、ご了解を得て団支部ニュースにも紹介します。

“核・原発開発の源流・・・マンハッタン計画”

三鷹9条の会 憲法講演会 三鷹市市民協同センター 2012年6月3日
(お話) 岡田良之助さん：翻訳家、元三鷹高校教師

1. 『資料 マンハッタン計画』は、米国公文書館などから集めてきた大量の資料をさまざまな角度から分類・収録し、翻訳したものです。

そのすべてについてお話することは到底できませんので、資料パンフレットの①～④までの4つの切り口でお話します。原爆の開発がどのようにして始まり、どのような経過をたどって製造され、どのような経過で広島と長崎が原爆の投下目標に選ばれたのか、原爆の開発・製造の過

程で科学者たちはどのような懸念を抱き、関係当局にどのような提言をおこなったのか、さらには、原爆の使用をめぐる、関係当局がどのような認識・見解を持っていたかについてもお話しします。

2. 私は、ニューヨークの株式大暴落をきっかけに「世界恐慌」が始まった1929年に生まれました。きょうお見えの方は20世紀から21世紀にかけて、言わば、私と同じ列車に乗って車窓から同じ風景を眺めていたと思います。私が生きてきた83年間には、さまざまな出来事がありました。まず日中戦争、それに続いて太平洋戦争、広島・長崎への原爆投下と敗戦、そして、敗戦にともない帝国憲法が廃棄されて国民主権の憲法が制定施行されました。やがて高度経済成長とそれともなう生存環境の著しい劣化、それから宇宙への飛行という事件もありました。阪神大震災、東日本大震災、巨大な津波、さらには原発の大事故がありました。私が生きてきた83年という時間は、人類の歴史のなかではほんの一瞬にすぎませんが、その一瞬に私たちは、これらの大事件に遭遇したことになります。とりわけ、人類にとって極めて重大な二つの事件があります。その一つは、宇宙に人間が出ていったことです。つまり、地球の重力の束縛を振り切って、重力圏外に出ることができたということです。もう一つの事件は、人間が原子力を使うようになったことです。それは「第2の火」と言われ、これまで人間が使ってきた火とは違います。太陽の熱をつくるのと同じエネルギーを地球上で手に入れたことになるのです。それは禁断の火でした。ギリシャ神話のパンドラは、開けてはならない箱を開けてしまいました。すると、その瞬間にもろもろの災いが空中に舞い上がりました。それと同じように、人類も、開けてはならない箱を開けてしまいました。しかし、人類は、開けたらどうなるかを予見していました。そのことについての言及は、『資料 マンハッタン計画』のあちこちに見られます。そこが、パンドラが無自覚に箱を開けたのとは決定的に違う点です。

3. ここで、このあとのお話のなかにしばしば登場する人物の名前を板書しておきます。いずれも、原子爆弾の開発・投下に重大なかかわりのあった人物です。

ローズヴェルト・・・・・・・・開戦時の大統領、原爆開発を決断し、指示したが、1945年4月12日に任期半ばで死去。

トルーマン・・・・・・・・ローズヴェルトの死後、副大統領から大統領に昇格、広島・長崎への原爆投下を命じた。

ヘンリー・スチムソン・・・・・・・・陸軍長官として原爆の開発・製造・投下などすべてにかかわった実務上の重要人物。

ヴァニヴァ・ブッシュ・・・・・・・・国防研究委員会委員長を経て科学研究開発局長官、原爆開発へ向けて科学者と陸軍との協力体制をつくり、陸軍による原爆製造施設建設と施設運転を推進した。

レズリー・グローヴズ・・・・・・・・陸軍工兵管区司令官、マンハッタン計画責任者として原爆の開発・製造を指揮した。

レオ・シラード・・・・・・・・ハンガリーからの亡命者、ローズヴェルト大統領に原爆開発の必要性を進言するようアインシュタインに働きかけ、これが原爆開発の発端となった。

4. ところで、原爆開発はどのようにして始まったのでしょうか。1939年にヨーロッパで、特にドイツで、ウランの中に核分裂反応を連鎖的に発生させることによって巨大なエネルギーを取り出すことができるという理論上の予測が出されました。そこで、レオ・シラードがアインシュタインに話を持ち込み、アインシュタインが、アレキサンダー・ザックス(ローズヴェルトと親しい銀行家)をつうじてローズヴェルトに働きかけました。その進言の趣旨は、ドイツは、同国が接收したチェコスロヴァキアのウラン鉱石を他国に販売することを停止したようだ、ドイツがもしそのウランを使って原爆を開発したら、ナチは躊躇することなく連合国側に対してそれを使用するであろうし、そうなったら一大事だ、したがって、連合国側も原爆開発を急ぐ必要がある、というものです。その時点では、原爆の開発・製造が可能かどうかははっきりしなかったのですが、理論的には、ある一定の条件のもとで大量のウランの中に核分裂反応を発生させることができるという見通しが立っていました。そこで、遅かれ早かれ原爆の製造が可能になるから、連合国はドイツに先駆けて原爆を開発・製造する必要がある、というのです。そうした一念からレオ・シラードら、アメリカに亡命した物理学者たちは、なんとかして大統領に原爆開発の必要性を説得し、そのための予算を議会で承認してもらう必要があると考えたのです。

彼らは、開発の最初の段階ではとりあえずしかるべき財界人に働きかけて資金を援助してもらい、また、政府に対しては、ウラン鉱石の早期確保に努力することを要望しました。実は、ウランは、ピッチブレンドという鉱石の中にラジウムと一緒に存在しています。ラジウムは、1800年代の終わりにキューリー夫人によって発見され、医療目的で利用されていました。ピッチブレンドを採掘すれば、それからウランを取り出すことができます。しかし、にわかに大量のピッチブレンドを確保しようとする、その意図を疑われるので、「医療目的」を表向きの理由にしました。そして、原爆開発を緊急事と考えたレオ・シラードは、世界的に有名な物理学者であるアインシュタインをつうじて大統領に進言したのです。その結果、ウラン諮問委員会が設置され、ウランの連鎖反応によって放出される巨大なエネルギーが原爆開発に結びつくであろうという推論を確認するための調査が始まりました。

5. その後、ローズヴェルト大統領は、科学者と技術者が軍に協力することを期待して国防研究委員会を設置し、さらには科学研究開発局も設置しました。ここから本格的に原爆開発が始まりました。ところで、アメリカの同盟国である英国の状況はどうだったのでしょうか。アメリカが原爆開発にあまり積極的でなかったのにひきかえ、英国は、むしろ積極的に研究を進めていました。

英国の「モード委員会」という機関の1941年7月29日付報告書(配付資料9)は、ウランの原子エネルギーを軍事目的に利用する研究は1939年以来進められてきたが、今やその進捗状況を報告することが望ましいと思われる段階に到達した、と述べています。つまり、英国は、かなり前から原爆開発の研究を進めていたことになります。この報告書は、もともとは英国政府に提出するための報告書なのですが、それが、わざわざアメリカの科学研究開発局長官のもとにも届けられたのです。ちなみに、「モード委員会」は、原爆開発研究に関する機関なのですが、そのことを隠すための呼称です。

ところで、この報告書は、よくできた文書です。自国の政府に提出する形をとりながら、結果的にはアメリカに対するメッセージでもあったのです。つまり、アメリカでの開発の進捗がはか

ばかしくないことを懸念して、原爆開発を加速することをアメリカが促したのではないのでしょうか。

実は、それにはもっと別の背景があります。当時、英国は絶え間なくドイツ軍の爆撃をうけていて、研究開発には不利な条件下にありました。研究していても、いつ爆撃されるかわかりませんし、加えて、莫大な戦費を使っていたから、研究開発に振り向ける十分なお金が英国にはありませんでした。それにひきかえ、アメリカはドイツによる爆撃の圏外にあり、研究開発予算も十分に用意できるという環境にありました。英国は、本国だけでは研究開発が困難であるので、アメリカと協同でやりたいという意思を伝えたかったのではないのでしょうか。

その後、報告書はブッシュ科学研究開発局長官をつうじて大統領に伝えられ、たぶん、その結果、1941年10月、大統領は英国首相ウィンストン・チャーチルに、米英共同で原爆開発をおこなうことを提案しました。このような経過を経て1943年8月には、原子兵器の研究・開発・使用に関する協力協定が米英両国間で締結されました。

一方、アメリカでは原爆製造が可能であるという見通しがはっきりしてきましたので、製造施設建設のために陸軍の工兵部隊の力を借りることが必要になりました。この段階で、そのための「マンハッタン工兵管区」が設置され、その司令官にレズリー・グローヴズ准将が起用されます。ちなみに、原爆研究開発計画は、以前は「代替物質開発計画」と呼ばれていましたが、「マンハッタン工兵管区」設置後は「マンハッタン計画」と呼ばれるようになりました。代替物質とは、いかにも従来の通常火薬に代わる画期的な破壊物質を暗示するような名称だったからです。

このようにして開発から製造へと進み、1945年7月16日にニューメキシコ州のアラモゴード砂漠で人類史上初めての核実験がおこなわれました。ところで、この7月16日という日にはどんな意味があったのでしょうか。その翌日の7月17日から8月2日までポツダムでいわゆる「3カ国会談」がおこなわれています。17日はその初日なのです。原爆実験の成功という成果をたずさえてトルーマン大統領が会談に臨むため、綿密かつ政治的な計画のもとにこの実験日が設定されたのは言うまでもありません。

6. 原爆実験の成功は、7月18日にトルーマン大統領からチャーチル首相に伝えられました。スターリンには、7月24日に「異常な爆発力をもつ新兵器をわが国はもっている」という言い方で伝えられましたが、スターリンはたぶん諜報活動により、それが原爆であることをすでに知っていたらしく、それほど驚いた気配は見せませんでした。いずれにせよ、ポツダム会談で「アメリカは原子爆弾を持ったのだ」ということを知らせることには政治的に極めて大きな意味がありました。

7. しかし、原爆実験が成功し、実際にそれが使用できることになると、使用すべきか使用すべきでないか、使用したらどうなるのか、使用しなかったらどうなるのか、ということが問題になりました。原爆を開発した科学者たち自身が不安になり始めました。使用するにせよ使用しないにせよ、科学者たちには、結果がどうなるか予測できていました。したがって、彼らは、戦中・戦後における原子力の国際管理をどうすべきか、原子力に関する情報を諸国に提供すべきかどうか、提供するとすればどの程度まで提供すべきか、といった問題に関心を向けざるをえませんでした。事実、広島と長崎に原爆が投下されるずっと前から、彼らは、このような問題を真剣に考え、関係当局に彼らの見解を進言していました。

これらの科学者やスチムソン陸軍長官が考えていたことをまとめて紹介しましょう。まず第1に、核爆弾は、従来の兵器では考えられないほど巨大な破壊力をもっている兵器であり、将来は、その何倍、何十倍もの爆発力をつくることさえ可能になる、したがって、それは戦後世界の国際政治に大きな影響を及ぼし、ひいては人類の未来に甚大な影響を与えるにちがいないと彼らは認識していました。

第2として、当時の時点では、核爆弾の開発においてアメリカと英国は優位に立っていましたが、それは絶対的なものではありませんでした。なぜなら、核爆弾製造の基礎となっている科学上の諸事実は、アメリカと英国だけが占有しているものではなく、他の国の科学者たちにもよく知られていたからです。したがって、彼らの考えによれば、遅かれ早かれ他の国が原爆を開発するのは必至であり、したがって、アメリカが持っている優位は永続的にアメリカの安全を保障するものではなく、それよりはむしろ、アメリカは優位にあるがゆえに、原爆の使用について道徳的な責任を格別に負っていることになる、ということです。

第3として、仮にアメリカが核爆弾を使用しなくても、保有しているということがわかれば、とたんに果てしない核兵器開発競争が始まるのは必至です。しかも、核爆弾には測り知れない威力がありますから、これを持てば、小国といえども、大国に脅威を与え、あるいは核爆弾による奇襲攻撃を加えることが可能であり、ひいては、そのことは、核兵器保有への誘惑を小国に与えることとなります。北朝鮮のことが思い出されるではありませんか。

第4として、核兵器をめぐる秘密主義がはびこるならば、事実がどうなっているかを確かめることができません。ですから、原子力に関する科学上・技術上の自由な情報交換を可能にする仕組みをつくらなければなりません。

第5として、核兵器を有効に管理するには、権威ある国際機関の構築が必要であり、そのためには、現在、優位を占めているアメリカこそが、他の諸国に先駆けてそのような提案をおこなうべきである。なぜなら、核爆弾を使用したあとでそのような提案をしても、それは説得力のないものになるであろう。科学者たちは、以上のようなことを当時すでに言っているのです。スチムソン陸軍長官は、「将来は小国、小集団でさえ、〔核兵器を〕製造できるようになる」と言っています(配付資料141)。67年も前にスチムソンは、「技術の発展に比べて後れをとっている道徳的進歩の現状から考えると、世界は、究極的にこのような兵器に振り回されることになるだろう」と述べています。残念ながら、その予言は的中していることを認めざるをえません。そんなことはわかかっていても、人間は、戦争に勝ためとか、経済効率を高めるためとかといろいろな理由をつけて安易に原子力を使いたがります。核の拡散も福島原発の重大事故も、67年前に科学者たちが恐れていたことにほかなりません。ですから、先ほど申し上げたように、パンドラは無邪気に箱を開けたのですが、人間はそうではなく、結果を予見したうえで開けたのです。いったん開けてしまうと、元にはなかなか戻れないものです。

ついですが、そのことは、戦争についても同じです。戦争は、始めるのは簡単です。人間は、集団になると勇ましい。戦争を始めてしまうと、「やめよう」と言い出すのは容易ではありません。原子力がもたらす利便性も、いったん手に入れてしまうと、それを手放すことは容易ではありません。スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故に続いて福島原発の重大事故があっても、原発を再稼働したがる人が少なくありません。

8. レオ・シラード(ハンガリーから米国に亡命)やエンリコ・フェルミ(イタリアから米国に亡命)が所属していたシカゴ大学冶金研究所は、ピッチブレンドという鉱石を精製してウランを取り出していました。ピッチブレンドの中にラジウムと一緒に存在しているウランが、原爆の原料として必要だったからです。つまり、原爆の研究開発は、ピッチブレンドからウランを取り出す作業から始まったのです。原爆開発の初期の段階では科学者たちは、核分裂エネルギーを利用して原爆を造ることができるかと必ずしも確信していたわけではありません。しかし、研究開発が進み、原爆製造がほんとうに可能であることがはっきりしてくるにつれて、原爆の使用や国際管理、原子力に関する情報公開などをめぐってさまざまな問題が出てきました。そこでそうした観点から、レオ・シラード、ジェームズ・フランク、ニールズ・ボーアの科学者は、ブッシュ科学研究開発局長官やおコナント国防研究委員会委員長などの関係当局者に意見を具申しています。それらの提言の趣旨は、ブッシュとコナントをつうじてスチムソン陸軍長官にもたぶん伝えられ、理解され受け容れられたようですが、しかし、資料を読むかぎりでは、それから先のトルーマン大統領やバーンズ国務長官、ウィンストン・チャーチル首相らに科学者たちの考えが理解されたようには思えません。科学者たちは、原子力に関する科学上の事実は他国の科学者たちにも知られているのだから、ある程度は互いに情報を公開することによって秘密裡の競争を牽制するほうが得策だと考えていました。例えば、ニールズ・ボーアは、国家間の秘密の核軍備競争は、「真の信頼に基づく全世界的な合意によってしか回避できない」と述べていますが、ローズヴェルトチャーチル会談(1944年9月18日)で両人は、そうした提言を拒否するどころか、ボーアが情報を漏洩するのではないかと恐れて、彼の活動を監視すべきだ、とまで言っています。

9. ここで原爆投下目標の選定と投下の問題に話を移します。科学者たちは、ドイツに先駆けて原子爆弾を完成したいと考えていたのですから、それを使うとすれば、当然、ドイツに対して使うことを想定していたはずですが、しかし、ウランの核エネルギーが核兵器に利用できるかどうかははっきりしなかった段階では、それをどの国に対して使うかといったことは、関係者の意識の中では、たぶん、それほど大きな関心事ではなかったでしょう。原爆攻撃の具体的な目標が初めて言及されたのは、1943年5月5日の軍事政策委員会においてです。この委員会の覚書は、「最適の投下地点はトラック港に集結している日本艦隊であろう」と述べ、さらに、ドイツの科学者に比べて日本人の科学者が原爆投下から知識を得る公算は少ないであろう、と指摘しています。このころから、原爆投下対象はドイツから日本に移されたようで、1943年6月24日におこなわれたローズヴェルトとヴァニヴァ・ブッシュとの会談でも、「日本あるいは日本艦隊に対する〔原爆の〕使用の可能性」が話し合われています。しかし、この段階では、広島、小倉、京都、長崎といったような具体的な目標のことは検討されていません。

ところで、原爆開発の研究は、実は日本でもおこなわれていたのですが、結局、目鼻がつかないうちに敗戦を迎えました。1940年、理化学研究所の仁科芳雄博士が陸軍航空研究所長 安田武雄に原爆開発の研究に着手することを進言し、翌1941年4月に陸軍が理化学研究所に原爆開発の研究を委託しました。実は、海軍も同様の事業に着手していました。しかし、この事業には、まずどうしてもウランが必要ですが、ウランは日本にはありません。そこで、一時はドイツから潜水艦でウランを運んでこようとしたようですが、結局、成功しませんでした。岡山県と鳥取県の境の人形峠にウランが埋蔵されているらしいというので、採掘してみたのですが、これまた不成

功に終わりました。福島県でも勤労働員の中学生を使って採掘を試みたようです。アメリカは、こうした模索が日本でおこなわれていることを把握していなかったのではないのでしょうか。資料からはそのように推測されます。

話を投下目標のことに戻しましょう。原爆が実験・製造される段階になると、投下の具体的目標についての検討が始まります。1945年4月の第1回目標検討委員会は、まだ爆撃を受けていない最大の目標として広島を挙げています。第2回委員会では、京都、広島、横浜、小倉兵器廠、新潟、宮城(皇居)を評価し、最初に選ぶべき目標として京都、広島、横浜、小倉兵器廠を決定しています。とりわけ、京都と広島を最有力候補目標としています。京都はそれまでの通常爆撃による被害はごく小規模であり、したがって、原爆の破壊効果を検証するのに好適な目標とみられたのでしょう。さらにまた、文化的・歴史的に重要な古都であるので、そこへの原爆投下は日本人に与える心理的効果が大きいことも評価されたようです。原爆の破壊効果を見るためには、直径3マイル(4.8km)程度の広がりがあり、山に囲まれていることが望ましい条件とされていました。京都も広島も、この条件におおむね当てはまります。ちなみに、この段階では、長崎はまったく検討されていません。長崎は、すぐ後ろに山が迫り、海と山が複雑に入り組んだ狭い地形の都市ですから、評価が低かったのでしょう。

10. ところで、配付資料の付録として『「京都の恩人」はだれなのか』を添えましたが、これは、『資料 マンハッタン計画』に基づいて参考までに書いたものです。「京都の恩人」は、陸軍長官ヘンリー・スチムソンである、というのが結論です。資料を読むかぎりでは、スチムソン以外の軍関係者はみな、京都を原爆投下目標にしたかったようです。トルーマン大統領も、京都を目標にすることに反対ではなかったようですが、スチムソンの説得で考えを変えました。スチムソンが京都支持派の要求を阻止した経緯については、上記の拙文を参考にしてください。

そのようなわけで京都は、原爆投下はもちろんのこと、1945年6月27日以降は通常爆撃の対象からもはずされました。東京は1945年3月9日に、横浜は5月29日に大規模な爆撃で焦土と化しました。ですから、そのような都市に今さら原爆を投下してみても、その効果を正確に検証することはできません。原爆投下目標は、通常爆撃による被害をうけていない都市が望ましかったのです。

新潟は投下目標候補地になってはいましたが、除外されました。B-29の航続距離から考えると、新潟はテニアン島(原爆投下機の出撃基地)から遠すぎたからでしょう。都市の規模が小さいことも、攻撃されなかった理由の一つであったかもしれません。

8月9日には長崎にプルトニウム爆弾が投下されました。実は、原爆投下機は、長崎ではなく小倉を第1候補地として攻撃するよう指示されていたのですが、当日、小倉の上空は雲に覆われていて視界が悪く、目視爆撃に適する条件が得られるまで巡回待機しなければなりません。数少ない貴重な兵器は、むだにすることなく慎重に使わなければならないので、その投下にさいしては、厳しい条件が付けられていました。レーダーによらずに目視で投下することも、その一つでした。機長は3回投下を試みたものの失敗し、テニアンに戻るか、それとも長崎へ向かうかの選択を迫られました。結局は、長崎に原爆を投下することになったのです。

ところで、実は、長崎には連合軍の捕虜収容所がありました。広島には捕虜収容所は存在しないとされていましたから、そういう点でも広島のほうが目標として適していたと言えます。7月

31日、グアムの戦略航空隊司令部は陸軍参謀総長に、長崎には捕虜収容所があるが、攻撃目標にしてもよいかという趣旨の問い合わせをしています。しかし、それに対する回答文書は『資料 マンハッタン計画』にはありません。結局、捕虜収容所の捕虜も、原爆の犠牲になったのです。

小倉での原爆投下に失敗したものの、原爆をテニアンに持ち帰ってもその始末に困るし、B-29の航続性能ではテニアンまで持ち帰ることがむずかしいので、第2目標の長崎に投下せざるを得なかったのでしょう。実際、投下機はテニアンに向かわずに、沖縄本島の読谷村飛行場に着陸しています。沖縄本島には1945年4月1日にアメリカ軍が上陸、日本軍による組織的戦闘は6月23日に終わりましたので、それから7月ごろまでにアメリカ軍は読谷村に飛行場を建設したのでしょう。

11. 7月26日にポツダム宣言が発表されましたが、その後、日本政府はそれを受諾しないどころか、7月28日、鈴木貫太郎首相は記者会見の席で、ポツダム宣言を黙殺し「断固戦争完遂に邁進する」と述べているのです。一方、アメリカ側は、8月14日には新たに東京、札幌、函館、小樽、横須賀、大阪、名古屋を攻撃目標に加える意図を示しています。それだけでなく、ワシントン航空隊本部はグアムの戦略航空隊に対し「B-29爆撃作戦をただちに開始することを望む。出撃可能な最大機数は何機か。少なくとも1000機は要と思われる」、そしてさらに「東京には可能最大限の機数を向けなければならない」と打電しているのです。また、グアムの戦略航空隊からは、「東京に投下するため、3番目の原爆を当地〔グアム〕に配備することを最緊急事とするよう勧告する」と回答しています。実際、グアムの陸軍戦略航空隊総指揮官は、原爆攻撃の目標を東京とすることを勧告し、「今なお東京に残留している政府高官に対する心理的効果のほうが、破壊することにもまして現時点では重要である」とまで言っています。こうした事実にかんがみると、仮に日本が8月15日後もポツダム宣言受諾をためらっていたとしたら、広島、長崎に続いて東京までもが原爆の犠牲になっていたかもしれません。原爆を落とされなかったとしても、1000機ものB-29に爆撃されていたら、東京はどうなっていたのでしょうか。当時、勤労動員令により東京の軍需工場で働いていた私も、あたら青春の命を落としていたかもしれません。

戦争は、始めるのは簡単ですが、やめるのはむずかしい。1945年2月14日、近衛文麿は、敗戦は必至であり、これ以上戦争を継続すれば共産党に乗ぜられ、国体を護持できなくなるから、すみやかに戦争終結を講じるべきであると、天皇に上奏しています。この上奏に対して天皇は、「もう一度戦果を挙げてからでないと、なかなか話はむずかしいと思う」と述べて戦争終結を決断しませんでした。もし決断し、戦争を終結していたならば、3月9日の東京大空襲も5月29日の横浜大空襲も避けられたでしょうし、沖縄の悲劇も起こらなかったでしょう。沖縄海域の特攻隊攻撃で有為の若者たちが尊い命を失うこともなかったでしょう。

12. お話したいことはまだまだたくさんありますが、時間がなくなってしまいました。原爆の使用をめぐる当局や科学者がどのような見解を持っていたかについては、配付資料の「4 原爆をめぐる当局や科学者の見解」を読んでください。

若手弁護士へのメッセージ

駆け出し弁護士の頃

青葉総合法律事務所 鍛冶 利秀

1, 私は、1960年弁護士登録の12期です。

当時は、自由法曹団系の法律事務所は、東京合同事務所、第一法律事務所の他は団員の個人事務所が頑張っていた時代だと思います。労働事件を扱っている事務所も、黒田事務所（今の東京法律事務所）、旬報事務所、佐伯事務所、などで、若手弁護士がそれぞれの事務所に配属されて活発に活動を始めている時期でした。

私は、尾崎 事務所に入所しました。尾崎先生と同期の早稲田大学の野村平璽先生に師事していたので、勧められたのです。

2, 1960年、もう半世紀前になりますか。労働組合のナショナルセンターとしての総評が、世論に大きな影響力を持っていた時代でした。労働運動としては、国鉄、炭労、日教組などが大きな力を持ち、王子製紙・三井炭坑の大争議があり、スト権奪還闘争、勤評反対、学力テスト反対などが、各拠点毎に激しい闘いを組み、政治活動としては安保改定反対闘争が全国的に闘われた時代です。

このような運動の高まりの中で、闘争の現場で弁護士の要請が多くありました。産別単産は、それぞれ顧問弁護団を持っていましたが、各地で闘争が始まるととても人数が足りませんでした。

そこで、東京や大阪の若手弁護士を闘争現場に派遣する役割を、総評法対部に詰めていられた内藤功弁護士が清水争対部長と、事務所の枠をはずして、担当していました。

東京の12期には、既に亡くなられた黒田事務所の齋藤弁護士、旬報事務所の陶山弁護士がおり、私も含め、弁護士バッジを付けるやいなや、先輩に連れられたり、一人でも、現場に投入されました。

3, 安保反対闘争では、連日多くの労働者市民が街頭デモを行い、国会前に終結していました。フランスデモという言葉は今では死語になっています。デモ隊が両手を広げて大通り一杯の幅でデモ行進をするのです。交通は勿論遮断されます。その時、警官隊との小競り合いも起こります。その警備と称して私達弁護士が先頭について歩き、機動隊が出てくると「憲法上認められた権利だ」などと叫んで介入を一時止め、その間デモ隊が広がったり縮んだりしながら行進を続けて国会前に集まるのです。国会前では、座り込んだり、広がったり、シュプレヒコールをしたりします。勿論各所で、機動隊と衝突し、逮捕されたりする者もでてきます。各警察への接見差し入れ、検事との面会、勾留理由開示法廷、起訴後の公判などすることは弁護士の仕事は山盛りです。私などは、公務執行妨害裁判に出廷した弁護士から、「お前の写真は、証拠の写真の中で見たぞ」と言われることがしばしばでした。

4, 尾崎弁護士は、このように採用したばかりの弁護士が、事務所の仕事はそっちのけで、要請に応じて出かけていくことを嫌がりませんでした。それに甘えて、その年の7月から9月までの間は、殆ど三井三池の争議に張り付いて、大牟田の旅館に泊まり込んで、現場や裁判所、警察署

を駆け回りました。この争議は佐伯事務所が指揮を執り、彦坂弁護士・藤本正弁護士が、全国から呼び集められた成り立ての弁護士を叱咤激励していました。抗口前に貼られたピケとその前に掘られた塹壕に立っているときは、身震いしたものです。第2組合が強行就労に及び機動隊が出てきたときは、そこに油を流して火を付ける等という噂が公然と囁かれていました。激突する前に、協定が成立しました。

もう今から思うと、幻のように大昔のこととして霞んでいます。私と第一事務所の秋山弁護士が、応援弁護士としては一番永く現地に張り付いていました。

この原稿を頼まれて、久しぶりに振り返ってみました。いくつもの争議・闘争の現場に立ち会えたことは、弁護士にとって幸だったし、生涯の財産になったと思います。

渋田幹雄先生の「私の履歴書」を読んで

三多摩法律事務所 大浦 郁子

三多摩法律事務所の設立者である渋田幹雄先生からのメッセージを拝見し、返書を書かせて頂くこととなりました。

私は渋田先生が三多摩法律事務所から独立された翌年に生まれ、平成21年12月に弁護士登録をし、ようやく弁護士として丸三年が経とうとしている若輩者です。残念ながらこれまで渋田先生にお目にかかる機会を得ておりませんが、渋田先生が事務所を設立された大先輩であることは事務所の20周年記念誌等で存じておりました。

現在、三多摩法律事務所は、20期から64期までの弁護士24名、事務局14名を擁し、過去最大規模となっています。多摩地区随一の大所帯事務所に発展し、それぞれの弁護士が、首都圏建設アスベスト国賠、新横田基地公害訴訟などの地域に密着した大型事件や、過労死、薬害、環境、オンブズマンなどの新しい人権課題に取り組んでいます。

渋田先生が三多摩法律事務所でも活躍されていたころはとりわけ労働事件や公安事件、行政事件が多かったとのことですが、現在も労働事件は後を絶ちません。多摩地区では、いまだに組合差別、支配介入等の不当労働行為も多く、若手や新人の弁護士も含め多くの弁護士が労働事件に関わっています。私自身も、この3年間で、破産争議事件や派遣切り事件、不当出向をめぐる労働事件（仮処分、労働委員会、本訴に発展）などの大型事件や個別の解雇事件、残業代請求事件などに関わり、日々奔走しています。

公安事件や弾圧事件は影を潜めたかのように見えますが、この10月にも、東京都清瀬市で宣伝活動をしていたところ、近隣住民から暴行を受けたとの虚偽の通報をされ、宣伝活動をしていた方が逮捕されるという事件が発生しました。この事件には、事務所の弁護士が弁護団を組み、武蔵野法律事務所の先生方にも弁護団に加入して頂いて対応しています。

また、多摩地区では教育問題が大きな問題となっています。七尾養護学校の事件は記憶に新しいところですが、2011年8月、東京都武蔵村山市で今年4月から中学校で使用される教科書の採択があり、侵略を正当化して戦争を賛美し、平和憲法を敵視して憲法9条改正を推進し、国民主権を軽視し、原発を推進するなど大変な問題のある「つくる会系」の教科書が採択されました。同市は、二学期制や学区選択制、中高一貫校、授業よりも優先される研究活動等、子どもの

主体性を否定し、権利を侵害する教育を推進し続けており、私も含め、事務所の弁護士が地域の住民や民主団体と連携してこの異常な教育を改善するよう運動を進めています。

このように、地域の住民の方々の要望に応じて幅広い事件を扱い、労働組合や関係民主団体から様々なご要望を頂いて関わらせて頂いているのも、渋田先生をはじめとする設立者の先生方が大変なご苦勞をされて事務所の基盤を築いて頂いたからだと、渋田先生のメッセージを読んで改めて感謝の気持ちを強くしました。

今後も、渋田先生をはじめとする多くの先生方に築いて頂いた事務所をさらに発展させるよう、所員一同様々な問題に取り組んでいきたいと考えております。そして、願わくば、自由法曹団等の活動で渋田先生に直接お目にかかり、事務所の歴史などについてお話頂ければ幸いに思います。

たたかいつづけたから、今がある

吉野 典子（二次訴訟原告）

表題は、昨年ハンセン病資料館（東村山市）で開かれた企画展「たたかいつづけたから、今がある ー全療協60年のあゆみ ー」から借用した。もし裁判を始めていなければ、予防訴訟難波判決を始め、大橋判決も最高裁の宮川反対意見も、何一つ生まれはしなかった。処分はエスカレートし、職務命令に従えない教職員は職場から完全に排除されていただろう。しかし、裁判闘争が事態を変えた。私は「行動すれば歴史を前に進めることができる。」と、絵空事ではなく心底信じて生徒に語るできるようになった。

人並み以上に勇気があるわけでもなければ、行動力があるわけでもない。むしろ、行動力の無さが自分の弱点だと感じていた。その私が東京「君が代」裁判の原告になったのは、偏に10.23通達があまりにも酷かったからである。卒業式・入学式だけで済む問題ではない。誇りを捨てて無条件降伏することが求められているのはすぐに分かった。人の心を試すような、そんな傲慢なことが許されて良いのか、こんな人権侵害が日本国憲法下で行われて良いのか。ここまで馬鹿にされて猶黙っていたのでは、主権者の名が廢る。

こう書けば、いかにも確信に満ちた原告のようだが、懲戒処分を受けるというのは、そんなに簡単なことではない。通達後最初の卒業式は式場外の職務でやり過ごすことができたが、翌月の入学式で、私は降伏を覚悟していた。その辺りの事情は個人的なことなので省くが、この経験が私を変えた。「偶然に助けられ、寸前で虎口を脱することができた。九死に一生を得たのだから、これを1回限りの偶然で終わらせず、必然に変える責任が自分にはある。」こうして、私は2005年に戒告処分を受けることになった。

五里霧中の中で始まった一次訴訟は開拓者と言える。半年余り遅れて提訴した二次訴訟は、当初は双子の弟妹のつもりだったが、兄姉の歩みは速く、高裁での画期的判決、最高裁での一部勝訴と、スター街道を驀進していった。頼もしい兄姉に私たちはどれほど助けられたことか。しかし、開拓者の足跡を追うことだけで満足している二次原告はいない。一度拓かれた道を踏み固めるとともに、残っている切り株を根から掘り返し、道幅をもっと広げる必要がある。

1年や2年で判例を変えたくはない最高裁の面子、教育への介入や憲法「改正」を公然と掲げる政治勢力の台頭等々、客観情勢は厳しい。最高裁での勝利を全力で目指しつつ、そこで燃え尽きてしまわない発想も必要だろう。直接の被告は都教委であるが、実は、その背後にある日本人の国家観、歴史観こそが最も手強い相手ではないのか。こう考えれば、最高裁で勝っても一件落着ではないし、負けても絶望するには及ばない。日本人の国家観・歴史観を近代日本の呪縛から解き放つという壮大な目標に向かって、闘いは続く。

橋下改革学習会に参加して

事務局次長 早田由布子

1 11月22日（木）、団本部にて、東京支部及び団本部の共催による「橋下改革」の勉強会が開催されました。講師には、大阪府において高校の教員を務められ、現在は全教の役員をなさっている長尾さんと、団大阪支部において橋下改革とのたたかいに取り組んでおられる楠晋一団員をお招きしました。

2 長尾さんからは、大阪府の子どもたちや教員が現在どのような状況におかれているかを中心としたお話がありました。実際に現場の子どもたちと向き合ってこられた長尾さんのお話は大変迫力がありました。

なかでも、高校生たちが橋下市長と懇談した際、橋下市長が、いじめを受けて学校に通えなくなったと言う高校生に「なぜ転校しなかったのか」と言い放ち、府立高校に合格できず私学に通っているが学費の負担が重いことを訴える高校生に「一日何時間勉強したのか」と突き放したという話は、聞いていて背筋が寒くなりました。橋下市長の持つ、自らが競争に打ち勝ってきたという自負は天よりも高く、であるがゆえに、問題解決の糸口まで手が届かない、あるいは競争に負ける市民たちに価値を見出していないのです。競争ですから、これに負ける人は必ず誕生するにもかかわらず、です。

このような政治家に、自治体、ましてや国の行く末を動かされるわけにはいかないという思いを新たにしました。

3 楠団員からは、たいへん詳細な「橋下分析」が語られました。橋下市長の思いつきによる突拍子もない行動と地道にたたかってこられた楠団員をはじめとする大阪支部の苦労のあとと執念が見えるようでした。

泉佐野市では、学校別学力テスト結果を公表するという政策により、インターネットでは同和地区にある学校名を挙げて学力テストの結果と関連付けて中傷する書き込みがあったというように現実に悪影響が及んでいる反面、学力テストを行っても学力向上への意識は高まっていないと、毎日新聞が報じました。楠団員は、この新聞記事を挙げ、抽象論ではなく、このように事実をもって橋下市長とたたかうことの重要性を話されました。

自分が所属する組織が大変な状況になるのであれば、休日を返上して頑張るのがふつうでし

よう、という橋下市長の考え方は、労働基準法違反はもちろんのことですが一彼に言わせれば労働基準法が間違っているということになるのですが、突き詰めていけば過労死の容認につながるというお話には納得させられました。

- 4 焼津の団総会でも話題になりましたが、橋下市長の支持率は翳りを見せ、大阪も少し元気を取り戻してきました。楠団員によると、インターネット上ではもう橋下批判のほうが上回っているということです。これは、橋下市長を批判する方々が地道にその政策を批判してきたからにはほかなりません。我々は、大阪の実態をきちんと見据え、実態に即した批判を地道に重ねることによって現在の事態を動かさうのだと、大変励まされた勉強会となりました。

準強制わいせつ無罪事件のご報告

代々木法律事務所 横山 聡

1 はじめに

本年10月31日に、準強制わいせつ被告事件で無罪判決を獲得し、控訴されずに確定した。生まれて初めてであり、2011年4月26日逮捕直後の受任からおよそ1年半の苦闘の末であった。団本部のニュースには概要しか書かなかったので、裏話などはこちらで紹介しようと思う。

2 受任の経過

当番弁護で、午前中に接見指示が来たので、遅れると込み合うからと思い、大崎警察に昼過ぎ頃に1度接見に行った。罪名は準強制わいせつ、いわゆる「色物」だから、助平親父が酒でも飲ませて女の子にいたずらでもしたのか、と言う程度の意識で接見に行ったのは事実である。ところが、接見室に出てきたのは非常に憔悴した60歳くらいの男性で、精神科医として診療行為をやっていたのが、なぜこんなことになるのか、どうしたらいいのか、と訥々と話し始めた。聞いたところでは、施用した坑うつ剤の副作用で乳房が張り乳汁が出るので、その程度を確認するのに乳房の触診をした、被害者の職業が風俗業で膣内に傷ができていたりする不安があるというので触診をした、という話で、「医療行為」として構成要件該当性ないし違法性阻却が考えられる事案だった。こりゃ無罪なはずと確信はもったが、大変だなあ、しんどいなあという気持ちになったのも仕方あるまい。この国で無罪判決を取るのは極めて困難であるし、裁判所に理解させられるかも自信はなかった。しかし、とにかく起訴前で起訴させないようまずは踏ん張ろうと、取組を始めた。

なお、3名の被害者が出てくるが、この第1事件は診療室にipodを持ちこんで診療状況を録画し、逮捕時にはテレビ局に売り込んで取材を受けていた映像まで残っている。この時実名報道がされたために、自分も触診を受けた、とする女性がほかに2名「被害者」として現れたのであった。

2 起訴前活動

逮捕直後で、受任の翌日が勾留質問だったので、まずは刑事14部に勾留質問に対する意見

書を持って裁判官面会に行った。そして、勾留質問に立ち合わせろと要求した。しかし、裁判官は「立会いを認める規定がない」と言って拒否した。いやいや、立ち会ってはならないという規定も無いでしょうに。被疑者の防御権を尽くさせるためには弁護人が立ち会わないでどうするのか、と言いつ返したが、最終的には「私が不適切だと判断するから駄目だ」と言って、立会いを認めなかった。マイナーな論点だが、軽視すべきでないし、裁判所が極めて権力的であることが再確認された場面であった。

実はこの時、別ルートで王子警察に詐欺で逮捕された人の起訴前弁護も受任していたので、ほとんど毎日東京の北と南を警察詣でしていたのであった。この詐欺事件も結構面白いので簡単に紹介しておく。「競馬の情報の販売人」が被疑者で、3人の「被害者」を見つけて来て、2回再逮捕された。計60日以上身柄拘束された案件である。最初は「絶対に当たると言った」ことが詐欺だとされたが、「そんな話はだれも信じないし、絶対に当たるなら自分ひとりで買って儲けるに決まってる」、と突っぱねて処分保留。次は「負けたらおれが補償する」と言った詐欺容疑だったが、「電話で顔を知りもしない人間の財産状態の何を信用するのか、あり得ない話」と突っ張り、これも処分保留。最後は「やらせ勝負で、結果が騎手の間で決まっている詐欺」容疑で、一体馬をそこまでコントロールできるのか、1位だけ当てても儲からないもので、2位、3位までどうコントロールするのか。そんなことは不可能だ」と突っ張って、最終的に不起訴処分を勝ち取った。捜査側が裏に暴力団が繋がっていないのかを疑っていたと思っていたが、捜査の最後で「〇〇組とか雇主の人は付き合いなかったか」と質問し出したところで、やはりそうかと思ったものであった。

閑話休題。ともかくこの医師は線が細く、ともすれば否認を撤回しかねないところだったので、励まし、話をし、ご家族にも接見を続けて頂いて、否認をなんとか維持した。一時は妥協的に「違法行為はやっていないが、被害者に迷惑をかけたことは事実なので、その点はお詫びをしたい」という「部分的謝罪」を実施しようとしたが、検察官から「被害者は接触を拒否している」と連絡があったので、その話も途絶えた。訴訟では持ち出さなかったが、捜査担当のM検事は極めて傲慢な態度で、こちらが意見を出しても、歯牙にもかけない態度で、被疑者の妻を呼び出して、「こんなことをする奴の奥さんの顔が観たかった」と失礼なことを言いまくり、被疑者に「お前の人生を終わらせてやる。それが嫌なら正直にやったと言え。そうしたら執行猶予が付くようにしてやってもいい」などと極めて恫喝的な言辞で取調を行ったということである。

大学の先輩の精神科医・教授の嘆願書、元患者の嘆願書などを用意し、協力してくれた被疑者の先輩の助言で彼の診療の基本である「全人的医療」からすれば当然の診療行為であることを意見書にまとめたが、あえなく起訴されてしまった。

3 第1事件起訴後尋問開始まで

結局第1事件は起訴され、すぐに第2事件で再逮捕・勾留される。この時に、先輩精神科医関連で、非団員の弁護士2名が加わり、弁護団が形成された。前任だった私が主任弁護人になって弁護活動が進められた。しかし、もう1件捜査中と明らかになり、結局第2事件起訴、再逮捕再勾留となった。保釈もママならず、結局3件の起訴が終わった段階で保釈を請求するが、認められなかった。

しかし、公判が本格化して、被害者の証人尋問が開始されることになったが、そこで保釈を勝ち取ることが出来た。3名のカルテの反訳が鍵であった。すなわち、実際にどのような診療状況であったのか、証人の身体状況はどうか、触診などについての記載があるか、などについて、カルテを反訳しなければ分からないと持ち込んだ。幸運なことに被告人は、カルテを手書きにしていた。医療事件などでカルテを見た方は分かると思うが、あれは本人でなければ解読できないと言っても過言ではない。しかも、診療と診療の合間の時間にポイントを押さえてぱっと書かざるを得なかったのが、他人には解読できない。身柄拘束されてはいつまでたっても公判が始まらないと、裁判所を説得し、保釈を認めてもらった。

担当した刑事13部の大西裁判官は、裁判員裁判を多く手掛けており、まじめで人の話をよく聞くが、スケジュール管理には厳しかった。そこに「身柄拘束されるといつになったら始められるか分かりません」と言うのは、効果があったように思う。当然検察官は準抗告したが、あっさりと却下され、10月に保釈が決定した。

4 証拠調べ～被害者尋問編

3人の被害者尋問を昨年11月から3月連続で実施した。詳細は省くが、公訴事実が事実と異なる記載がなされており、客観的なカルテの記載とも齟齬することや不自然さが浮き彫りになり、被害者の証言の信用性が減殺された。この点を判決は第2、第3事件では、時間が立っての告訴で、被害を受けたという先入観を持ったために記憶が混乱している」とフォローして、捜査側の誘導などの展開に持ち込まなかった。また、第1事件では、盗撮している点などから「抗居不能」でないという論点もあったが、「必要な診療行為」と扱ってここに踏み込むこと無く結論を出した。

遮蔽での尋問、別室での映像を利用した尋問など、初めての経験だったが、なかなか踏み込みにくい歯がゆい思いもしたが、事実関係がカルテを中心に固められてゆき、そこに承認が明確に異を唱えることは裁判所の心証を害するものであったように思う。

5 医師の対面尋問

裁判所が、双方の医師証人の尋問を同期日の対面式で行ったことも、本件では有利に働いたように思う。そもそも、この手の事件で被告人側に専門家証人が出てくれたこと自体が極めて稀であろう。この医師証人は、被告人本人とも何度も打ち合わせを重ね、極めて誠実にご回答くださり、被告人の行為が医療行為として十分認められる行為であることを丁寧に論証してください。一方、検察側の医師証人は、精神科医は触診などはしないのが原則と強く言いすぎたために、医師の過疎地域では専門科目以外も診療することがあること、今回の診療行為が外傷の有無の確認程度で高等な専門的知識を必要とする行為ではなかったこと、医師は全科目の基礎部分を一通り研修していること、などが際立ったことなど、論理の無理があからさまに出た形で、弁論時には「検察側医師証人の立場でも診療行為と認められる」ように組み立てて弁論した。

6 なぜ無罪判決が出たのか

これは、諸条件がうまく重なったとしか言いようがない。まず、被告人が適していたことは言うまでも無く（いわゆる「タマ」がよいということ）、支える家族・知人の存在（これも引いては本人の仁徳と言えるが）、これに応えた優れた医師証人の出現がある。また、裁判員裁判を

経験している大西裁判官が担当して、「公訴事実が認められるか否か」を外さずに審理を行ってくれ、糾問的態度を示さなかったことがポイントだったと思う。丁寧な判決で、非常に異論が書きにくく作っていただいて、結局控訴ができなかったのである。

無罪判決が出た時は、被告人家族が涙で言葉も出なかったのに大変ほっとした。ただ、無愛が確定するまでは、裁判所に毎日のように電話し、最後にはっきりさせるため検察官を追いかけるなど、心臓に良くない2週間が続いた。

7 後日談

実は、第2事件の公訴事実にはミスがあり、診療時間に間違いがあった。予約時間の都合が悪くなり、その日の午前中の時間に診療したのであった。診察を受けた本人も正確な記憶が無く、恐らく診察券の予約した日時で診察を受けたと捜査機関に申し出たものと考えられる。診察した被告人も、「被害者がそういういならそうなんだろう」という程度の記憶しかない状態で、カルテを見れば何をやったかまでは分かるが、そこには個々の診療時刻までは書いていない。結局、予約簿をチェックしていた最終段階でこちらに判明したのである。本質的な争点でもないので争わなかったが、実は訴因変更が必要な事案ではあった。これをやると結論が延びるので、検察にはとりあえず不問にする形で共謀して誤魔化した。

控訴されたら問題にしてやろうかと思っていたが、その機会は永遠に失われた。

後始末として、費用補償と刑事補償の手続きを進めなければならない。仕事を奪われ、借金して開設したクリニックも閉鎖させられ、まさに踏んだり蹴ったりであるが、これ以上の騒動は願ひ下げだというご本人のご意向を尊重して、国賠などは検討していない。彼の人生が、今後平穏にある事を祈るばかりである。

2020オリンピック・パラリンピック 東京招致問題の取組の報告

事務局長 横山 聡・事務局次長 市野 綾子

1 石原前都知事の辞任に伴い招致撤回要請へ

「異議あり 2020オリンピック東京招致」集会実行委員会は、11月13日、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会及び東京都スポーツ振興局招致推進部に2020オリンピック・パラリンピック東京招致立候補撤回の要請を行いました。

東京都のオリンピック招致は極めて問題点が多いのですが、同招致をトップダウンで進めてきた石原前都知事の辞任を受けて、招致活動の撤回を要請したものです。

撤回要請当日は、実行委員会からは自由法曹団（上記2名）、新日本スポーツ連盟東京都連盟の萩原さん、臨海都民連の市川さんの4名が都庁に赴き、スポーツ振興局招致推進部招致調整担当課長中西正樹氏、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会総務・財務 副部長丸山和良氏、同委員会総務・財務 総務ディレクター影山晃子氏に要請、会談を行いました。

2 実行委員会からの訴え

私たち実行委員会は、概要次の訴えを行いました。

- ・開催のための費用が低く見積もられている。また、最終的に都民の税負担とされることが危惧される。
- ・東日本大震災を踏まえた首都直下型地震への具体的対策が明らかにされていない。このような招致活動に75億円を消費するのではなく、木造住宅の防火対策や建築物の耐震化等、都民の生命、健康のために役立てるべきである。
- ・オリンピック競技期間の気候条件の悪さ、競技環境・観戦環境等の悪さ。
- ・交通事情対策の不十分さ。
- ・招致を利用して都市の再開発を進めること等が主目的と考えられ、オリンピックの精神に反している。
- ・オリンピックの招致活動に気運が盛り上がらないのは、市民スポーツが浸透していないことも影響あり、まずは都民のスポーツ環境を整えるのを先行させるべきである。
- ・放射能対策や震災復興を先にすべきで、これらの対策をしないままに8年後にオリンピックを開催するというのでは、都民の理解は得られない。
- ・豊洲や有明の埋立地は企業もうまく誘致できず更地のままであり、そこに高層マンションを建築して選手村にするとされている。オリンピック後、これらの不動産は高額で、一般都民が享受できるものではない。結局、維持費のみがかさんで税金の無駄遣いに終わることが危惧される。
- ・オリンピック招致に対する都民の支持率が47%と低迷しているのは、これらの山積する問題点に対する都民の不安を示している。

3 都側の回答

これらの私たちの訴えを受けて、都のスポーツ振興局中西氏は、概要次のように回答しました。

- ・オリンピックの招致には、賛否両論あり、自分たちの招致活動についての説明不足を認識している。来年1月の立候補ファイルで、市民の不安を払拭したい。
- ・石原氏の力は大きかったが、今回の招致活動は、経済界、スポーツ界、被災地も一緒にオールジャパンで取り組んでいる。
- ・47%という支持率について、最近の招致委員会の調査では、67%まで上がっている。引き続き、支持率を上げるよう取り組みたいが、東京のように様々な娯楽のある成熟した都市と、そうでない都市とでは、支持率に差が出てしまう。ロンドンでも68%の支持率だった。都市化の進んだ地域では8割、9割の支持率を得るのは難しい。
- ・震災に対する取り組みとしては、競技施設の100%耐震化を目指している。南海トラフ地震にも耐えるような大会運営をしたい。
- ・交通事情や渋滞の問題については、交通機関と話し合いながら交通を円滑にできるよう努めている。さまざまな意見を参考に、来年の9月7日まで取り組みたい。
- ・国立競技場の改修は、2019年のラグビーワールドカップのために行っているもので、既にデザインコンペを行っている。

- ・スポーツ振興局では、地域スポーツクラブの充実に力を入れている。これによりオリンピズムが浸透することを期待している。スポーツの場の提供に取り組んでいきたい。
- ・放射能問題や震災復興問題については、スポーツによって国民が元気づけられると考えている。8年後に復興した姿を世界に示したい。
- ・前回の招致活動で残っているもの（レガシー等）を利用する等したい。
- ・箱ものについては、オリンピック後にゴースタウン化や維持費のみがかかるという事態は避けるべき。その後の使い道については、十分に検討したい。

4 要請を終えて、次のたたかいへ

上記のとおりあまり噛み合った議論がなされていません。担当者としては致し方ないところでしょうか。ともかく、都知事選挙でオリンピックを再考する、都民の意向を重視する候補が当選すれば状況も変わってくると期待しています。

3月4日から7日にI O C調査委員会が来日するので、それに合わせて3月4日に、国立競技場の改修で潰される日本青年館で集会をやることになりました。ここから本格的に「オリンピック招致に異議あり」を展開することになります。申請ファイルへのカウンターレポートは、今回の「申請計画」の不備を批判し、問題を浸透してもらうのに利用することにし、来年1月7日に出る「立候補ファイル」に対してI O Cにカウンターレポートを出すことに致しました。今オールジャパンでやるべきは、震災と原発被害からの復興であり、不要不急のオリンピックではないのではないかと思います。

第一法律事務所について～事務所紹介

第一法律事務所 三澤 麻衣子

第一法律事務所は、1956年、東京合同法律事務所の4名の弁護士で創設した事務所で、今年で56年になります。私が入所したのは7年前ですが、創設メンバーのうち在籍していたのは竹澤哲夫弁護士だけでした。今年の4月、その竹澤弁護士が亡くなり、現在は、弁護士10名、事務局6名の体制となっています。

第一法律事務所は、自由法曹団系の事務所の中でも、かなり自由度が高い事務所ではないかと思えます。かかわる弁護士業務分野についても、また団の活動を含め弁護士業務以外の活動についても、事務所からの指示というものはありません。

もちろん、自由度が高いというのは、裏を返せば、皆好き勝手やっているともしえます。この支部ニュースでの他の事務所の紹介では、各事務所としてのモットーとか、事務所としての取り組みとかが紹介されていましたが、第一事務所では、そういったことをバーンと言いくところはあります。

ただ、私が、最近の第一法律事務所を見ていて思うことは、皆が自由に活動していると言っても、自然と、事務所の歴史（というと大げさかもしれませんが）というのは、引き継がれていく

のだな、ということを感じています。それは、竹澤弁護士を含む創設メンバーと、直接はほとんど活動を共にしていない私も含む若手の弁護士を見て思ったことです。

第一法律事務所の歴史を振り返ると、事務所の弁護士は、数多くの弾圧事件に取り組み闘ってきました。しばらく、その弾圧事件は身をひそめていたようですが、私や同期の高石弁護士が入所した頃、ビラ配布を中心として弾圧事件が起きはじめた時期で、そのため、事務所の先輩弁護士はもちろん、私達も、国公法事件や葛飾事件の弁護団として、弾圧事件に取り組みました。また、最近、私は、竹澤弁護士が深く関わってきた公務員労働組合に関わらせていただくようになりました。

それから、実は、近年、当事務所では労働事件はあまり扱わなくなりましたが、3年前に入所した河村弁護士が、労働弁護団や他の事務所の弁護士の御指導をいただきながら、労働事件の経験を積んでくれました。2年前に入所した中野弁護士も同様に労働弁護団に所属して労働事件を扱っています。事務所内で労働事件が話題に上る機会が増えてきました。

好き勝手やっているように見えて、事務所の伝統のようなものは、若手にも伝わっている、それが、入所8年目の私の目に映る第一法律事務所です。

来年2月9日に、竹澤弁護士の偲ぶ会を行います。その偲ぶ会を通して、また、あらためて第一法律事務所の歴史に触れることができると期待しています。

支部総会のご案内と特別報告集原稿募集

都知事選・総選挙で大変な最中ですが、鬼に笑われようが、来年2月には支部総会が行われます。日時・場所は以下の通りです。今回は、緊迫する東アジアの平和情勢を、日本共産党国際部長の緒方靖男さんを講師として解説していただく予定です。過去の歴史の問題から、TPPもからめた将来の問題として、領土問題・経済問題を縦横に語っていただこうと思います。ご質問があれば、事前にお伝えしておきますので、是非支部にご連絡ください。

日時：2013年2月22日(金)13時～2月23日(土)12時

場所：KKR熱海ホテル

(特別報告集について)

また、恒例の特別報告集についても、記事の募集を行います。団員がどのような活動をしているか、事件でどんな成果を上げているか、たたかひの展望はどうか、危機的状況を迎えて団員の協力を要請したいなどなど、団員の様々な取り組みをお互いに紹介しあい、情報を共有し、励みとすることができます。また、そのほかにも個人的な意向についての記事の報告の掲載でも構いませんので、以下の要領で団支部までメール(dantokyo@dream.com)で送ってください。送信の際は件名のところは「特別報告」と明記してください。

字 数 御自由で長短を問いません。1頁1200から1600字目処です。

タイトル 各自でタイトルを明示してください。

締め切り

2013年1月12日

支部メーリングリストには是非登録ください

東京支部では、支部団員の交流や情報を共有するために、支部メーリングをつくっております。支部団員の方であれば、だれでも登録できます。

登録を希望する方はメールにお名前と共に「支部メーリングリスト参加希望」と書き、**dantokyo@dream.com**のアドレスに送ってください。



11 月幹事会報告

情勢としては、解散総選挙となり、衆議院で小選挙区の0増5減、参議院で4増4減の小手先の修正で、比例削減は阻止したが、抜本改革は先送りになった。来年の通常国会での動きに警戒が必要。

マスコミでも石原の核武装などの憲法違反発言が批判されないことが問題。

都知事選挙の動向が諸問題を左右することになる。金銭的な面でも、人的な面でも出来るだけの手を打って支える必要がある。これまでの選挙と違い、素人ばかりで右往左往している。候補者の知名度を上げて、何とか当選させたい。30年待った久々の革新統一候補と言える。部内資料としての選挙ニュースは是非熟読してほしい。なお、選挙違反問題は十分対策が必要。弁護士が力を発揮できる場所としては、この点も重要。

(革新都政をつくる会の中山事務局長が訴えに来場し、都知事選挙について訴えた。このあと支部でも幹事会の支持決議を上げた)

巷では「第3極」がしきりに話題になるが、実態は右派の維新や太陽の党などは第4極程度の話。本当の第3極は、反原発、反TPP、反消費税のまとまりである。この勢力をどれだけ糾合できるかが勝負で、マスコミが煽る「第3極」は極めて問題。

教育問題で、都教委から高校に教科書選定の圧力がかかっている。国旗国歌強制についての記載がある実教出版の高校日本史教科書を採択しないよう圧力がかかっている。事実関係について

て明確にする必要がある。来年2月の集会の実行委員会への参加が必要。本部と共同で対応を考える。

JALの控訴審法廷が12月に始まる。運動として弁護団拡充が話題になっているので、その場合にはしかるべく協力をお願いしたい。

給費制について、都知事選候補者へのアンケートを考えているとの報告があったが、国民に訴える課題としては当選後であれば考えられるので、企画書を提出されたい。

日誌 11月6日～12月7日

- 11月 6日 団原発問題委員会／団教育問題委員会
7日 団労働問題委員会
9日 団改憲阻止問題委員会／共同センター9の日街宣／国保110番実行委員会
11日 反原発首都圏大集会
12日 団給費制問題委員会／団治安問題委員会／団司法問題委員会
13日 2020オリンピック・パラリンピック東京招致立候補撤回の要請行動
16日 衆院比例定数削減阻止対策
19日 団貧困問題委員会／都民連世話人会
20日 団市民問題委員会
21日 東部支部幹事会・支部労働生活宣伝行動
22日 都選管等選挙申入れ行動／共同センター幹事会／「橋下問題」学習会（本部支部共催）
26日 「異議あり 2020オリンピック東京招致」集会実行委員会／団給費制問題委員会
27日 団労働問題委員会
- 12月 1日 「築地市場豊洲移転を考える」学習会（弘済会館）
4日 支部事務局会議／選挙弾圧会議
6日 団国際問題委員会

